

告示

埼玉県告示第千二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日	
社会医療法人ジヤパンメデイカルアイアンス東埼玉総合病院		幸手市吉野字明神前五一七 五		社会医療法人ジヤパンメデイカルアイアンス		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション		令和三年八月一日	
医療法人秀志会 たなか整形外科 クリニック		志木市幸町四 一三一八		医療法人秀志会		訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導		令和三年九月一日	